

# ☆☆☆ 鹿沼市自治基本条例(案)解説 ☆☆☆

## ○条例案の作成にあたり○

- ・基本的な考え方を述べた、いわゆる「理念条例」としてまとめました。
- ・条例の構成は、できるだけシンプルにポイントを絞ったものとししました。
- ・公募市民の委員による「鹿沼市自治基本条例を考える会」を設置し、「市民手づくり」をモットーに条例案づくりを行いました。
- ・市民委員による事務局を設置し、会議運営や資料作りなども委員が自ら行いました。
- ・より多くの市民の意見を反映した条例とするために、市内 26 箇所で「市民との意見交換会」を行い、アンケート等とあわせて 505 人の皆さんから 1718 件の意見をいただきました。意見は「鹿沼市自治基本条例を考える会」が評価分析し条例案に反映しました。
- ・市民手づくりの条例として「です・ます」の表現をしながら、あくまで「公文書」として、また、法令としての厳格性を確保するために、用語や言い回し等は、市職員の支援委員のアドバイスにより、法令用語で整理しました。
- ・具体的な実行策としては、市民のアイデア会議などを実施するほか、市民提案制度や地域分権型予算などの検討を進めていきます。

## ☆市民からの意見☆

- ・厳格性なのか親しみやすさなのか文面の選択を。明確な言葉で厳格性を持たせるべき。
- ・一般市民が条例を読んですぐにわかるかどうか疑問。解説文があるとよい。  
→親しみやすいものとして「です・ます」調の文体を使用しましたが、公文書として、また、法令としての厳格性を確保するために、用語や言い回し等は法令用語で整理しました。  
また、市民の皆さんに親しまれるように、わかりやすい説明書やパンフレット等を作成します。例えば「こども版」の解説書作成を検討したいと考えます。

## 目次

前文	第3章 市政及び議会
第1章 総則	第10条 市の役割
第1条 目的	第11条 市政運営
第2条 この条例の位置付け	第12条 議会の役割
第3条 定義	第4章 情報の共有(第13条)
第4条 基本理念	第5章 住民投票(第14条)
第2章 市民自治及び協働	第6章 条例の見直し(第15条)
第5条 市民の役割	
第6条 市民自治	
第7条 協働によるまちづくり	
第8条 緊急時における連携	
第9条 子どもの参加	

## 前 文

私たちは、緑豊かな山林と清流に囲まれ、永く深い伝統文化を継承してきました。

これからも、人情味あふれる市民性を大切に、地域を守る心を育て、互いの「きずな」を深めながら、子どもや高齢者を始め、みんなが「鹿沼に住んで良かった」と思えるまちを目指していきます。

少子高齢化及び人口減少の時代を迎え、地域のことは地域で行うことが求められる中で、本市に合った行政運営の仕組みを築いていく重要性が増しています。

市民は、自分たちのまちのことは自分たちで決めて実行する「市民自治」を基本として、市及び議会と連携し、それぞれの役割及び責任を担い、協働のまちづくりを進めていきます。

市民が自分たちで地域を守ることは、災害の発生時等、いざというときに、互いを助け合い、支え合う大きな力になります。

私たちは、ここに、「まちづくりについてのみんなの約束」として、まちづくりの原則及び仕組みを定めた条例を制定し、明るい未来に向け、自治のまち鹿沼をつくっていきます。

## 【解 説】

- ・市民の皆さんとの意見交換会で意見の多かった次の点について前文に盛り込みました。
  - ①お互いの『きずな』を大切に、みんなが“鹿沼に住んで良かった”と思えるまちを目標としました。
  - ②少子高齢化や人口減少による地域コミュニティの希薄化などに対応するため、市民が自主性を持って市や議会と連携してまちづくりを進めることが必要です。
  - ③東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）を踏まえ、災害発生時は地域で助け合い、支え合いが出来るつながりを持つことが大切であること。それによって、市民が地域を守り協力しあえることが必要です。私たちが、社会を生きていく上で、そこに住んでいる人々の顔と顔がわかる事がより重要になっています。このように、私たちの意識も大きく変化しています。

## ☆市民からの意見☆

- ・自然がいっぱい、川がきれい、伝統や文化を大切にしているところが鹿沼の魅力。穏やかで親切な人が多い。（小中学生・高校生の意見）
- ・住みたい、住みやすいまちづくりを。住みたいまちには何かある！
- ・少子高齢化などの社会背景の記載を。  
→前文に表現しました。
- ・想定外の災害に対する市民自治のあり方を定める条例が必要。※同様 26 件
- ・防災関係の条文を入れるべき。災害等「いざというとき」のあり方は、東日本大震災を踏まえて入れるべき。災害時の市民の対応、連携、協力、市の役割など。  
→前文に盛り込むとともに、第 8 条「緊急時における連携」として特出しました。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的事項を定めることにより、市民一人一人の幸せの実現並びに市民自治及び協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とします。

### 【解説】

- ・この条例を定める目的を述べています。
- ・前文に示した、市民の皆さんのまちづくりの方法や「きずな」の必要性の思いを、この条項に集約しました。
- ・「市民自治」をベースにした、「協働」による「まちづくり」を推進するための条例です。

### ☆市民からの意見☆

- ・すでに出来ている条例との整合性は？  
→第2条に他の条例との関わり方について決めました。この条例の考え方に照らし合わせて、それぞれの条例や規則を定めます。

### (この条例の位置付け)

第2条 この条例は、まちづくりに関する基本的事項を定めるものであり、まちづくりに関する最高規範と位置付けます。

- 2 市民、市及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。
- 3 市及び議会は、他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合性を図ります。

### 【解説】

- ・この条例の位置付けを述べています。
- ・条例同士に上下関係はありませんが、市政運営の考え方の基、そして全ての条例に影響を与えるものとして「最高規範」という表現をしています。
- ・市民が主体の条例であるため、主語の順番は「市民、市及び議会」とし、市民を一番目にしました。
- ・市では、この条例の考え方に照らし合わせて、それぞれの条例や規則を定めなければいけません。見直す場合は、期間を区切って速やかに対応すべきです。

### ☆市民からの意見☆

- ・条例の拘束力が必要。最高規範とすべき。  
→まちづくりの基本的な考え方となる「最高規範」として位置付けました。
- ・運用面での実効性を担保すべき。すでに出来ている条例との整合性は？  
→第2項に他の条例との関わり方について決めました。自治基本条例が考え方の基本となります。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市に居住している者及び本市に通勤し、又は通学している者並びに市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいいます。
- (2) 市 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含みます。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいいます。
- (3) 市民自治 市民が自らできることは自らが決めて実行し、及びその責任を持つことをいいます。
- (4) 協働 市民、市及び議会がそれぞれの立場を理解し、並びに役割及び責任を分担し、共通の目的のために連携し、及び協力して活動することをいいます。
- (5) まちづくり 市民が安心して暮らせるまち及び幸せを実感できるまちをつくることをいいます。
- (6) 地域コミュニティ 地域住民の相互の連帯意識による人と人とのつながりをいいます。
- (7) 子ども 18歳未満の市民をいいます。

【解説】

- ・この条例で用いる言葉の意味を定めてあります。
- ・住んでいる人のほか、地域の会社・工場等への通勤者や、高校に通う学生も市民とします。また、NPOや企業なども地域の担い手の一員として含めます。
- ・自治とは、市民だけでなく、市や議会も含めた全体で行なうものをいいます。
- ・子どもは、児童福祉法の「18歳未満」を参考にしました。

☆市民からの意見☆

- ・外国人、国籍は？住民に外国人を入れて欲しい。  
(反対意見：外国人を含むと参政権の侵害になる)  
→「市民」について国籍は問いません。地域課題があれば一市民として協力して解決する必要があります。ただし、選挙や住民投票は、地方自治法に定められた基準によって実施するものとします。

(基本理念)

第4条 この条例は、市民が市民主権の立場から、まちづくりの主体として市民自治を行うことを基本とします。

- 2 この条例は、市民、市及び議会が協働によるまちづくりを推進することを基本とします。
- 3 この条例は、市及び議会が市民自治及び協働によるまちづくりを尊重し、市民とともに歩む市政運営及び議会活動を推進することを基本とします。

【解説】

- ・「市民自治」と「協働によるまちづくり」が基本的な考え方であることを述べています。

☆市民からの意見☆

- ・市民は、自分たちのことは自分たちでやるべき。市民がしっかりやっていくから、行政もしっかりやってもらいたい。  
→市民がまちづくりの主体として、市と議会が連携・協力してまちづくりを行うものとします。

第2章 市民自治及び協働

(市民の役割)

- 第5条 市民は、市民自治及び協働によるまちづくりを推進するために、自己研さんに努めます。
- 2 市民は、まちづくりの役割を担う人づくりに努めます。
  - 3 市民は、市の各種計画の策定及び事業の実施、評価等に積極的に参画することに努めます。

【解説】

- ・市民は、まちづくりの担い手として自ら学び資質を向上させること、また、まちづくりを担うリーダーを育てることが必要です。
- ・章のタイトル「市民自治及び協働」は、第1条(目的)の解説のとおり、「市民自治」をベースにした、「協働」によるまちづくりを推進するものと考えます。  
(イメージ)「市民自治+協働」→まちづくり

☆市民からの意見☆

- ・市民は、市民自治に必要な知識や能力を高めるため自己研鑽すること、相互に啓発、人づくり・人材育成に努めることが必要。  
→条文に盛り込みました。なお、常用漢字を使用するものとして「自己研さん」としました。
- ・骨子案の「行政が行うまちづくり」の表現がわかりにくい。  
→具体的な内容で整理しました。
- ・情報を市民が積極的に得ることを記載すべき。  
→第13条「情報の共有」で、情報に関することをまとめました。

(市民自治)

- 第6条 市民は、市民同士の連携を深めるとともに、地域コミュニティを大切にして、市民自治を行うものとします。
- 2 市民は、地域コミュニティの中心及び協働の場として、自治会等の地域活動団体に参画し、及び協力するものとします。
  - 3 市は、市民の地域活動を推進するとともに、自治会等の地域活動団体を守り育てるものとします。

【解説】

- ・市では、自治会連合会や単位自治会等の地域の活動団体と協力して、市民が地域活動に積極的に参画することや自治会等に協力していくことを推進します。

☆市民からの意見☆

- ・「市民自治」「地域コミュニティ」の条文を盛り込むべき。  
→「地域コミュニティ」を含んだ内容としました。
- ・市民は、個人や地域の人々の幸せを求め、自分達で出来ることは自らの手で実行していくもの。  
→第3条「定義」において、「市民自治」として定めます。
- ・自治会などの表現を入れて地域コミュニティのあるべき姿を示すべき。  
→「自治会等の地域活動団体」として盛り込みました。

(協働によるまちづくり)

第7条 市民は、誰もが住んでよかったと思えるような地域社会の実現に向けて、地域全体の様々な課題を協働して解決していくことに努めます。

2 市は、市民、市及び議会が相互に連携し、及び協力することができる仕組みづくり及び環境づくりを積極的に推進します。

【解説】

- ・市では、市民同士やNPO・企業等が連携・協力して、地域の課題解決を行うための意見交換の場や、意見を提案するためのしくみづくりを積極的に進めます。
- ・近所同士の顔が見える、安心して安全な「住んでよかったと思える」地域社会づくりを進めます。
- ・用語については「協働によるまちづくり」として全体的に統一しました。

☆市民からの意見☆

- ・市民と市は、高齢者や障害者等、また、男女問わずそれぞれが有する能力を十分に発揮できる環境をつくり、社会参画できるしくみづくりを行なうべき。  
→高齢者や障害者等は、男女問わずまちづくりを行う市民の1人と考えます。また、市民の誰もが、それぞれの能力を活かしてできる範囲で参画するものとします。

(緊急時における連携)

第8条 市民、市及び議会は、災害等の緊急時においては、連携し、及び協力して対応しなければなりません。

2 市民は、災害等の緊急時に互いに助け合えるよう、日常的に地域内の連携を図ります。

3 市は、市民の生命、財産等を守るために、災害等の緊急時における危機管理体制の構築に努めるとともに、市民が連携し、及び協力できる仕組みづくり及び環境づくりに努めます。

【解説】

- ・東日本大震災の経験を踏まえ、具体的なことを条例に入れました。
- ・条例案の策定にあたり、市民からいただいた意見では、防災や災害時の対応に関することについて、26件の意見がありました。
- ・市民が危険な状況に置かれている「いざというとき」のことを述べています。
- ・市民は、行政機能が失われた状況も想定しなければいけません。
- ・「いざというとき」のために、日ごろから地域活動や行事に参加するなど、地域住民の交流を進めることは大事です。

☆市民からの意見☆

- ・想定外の災害に対する市民自治のあり方を定める条例が必要。※同様 26 件
  - ・災害等「いざというとき」のあり方は、東日本大震災を踏まえて入れるべき。災害時の市民の対応、連携、協力、市の役割。常時の地域コミュニティのあり方など。
- 前文に盛り込むとともに、第 8 条「緊急時における連携」として特出しました。

(子どもの参加)

第 9 条 市民、市及び議会は、子どもたちを、次世代を担う大切な宝として育てるとともに、地域コミュニティの一員としてまちづくりへの参加の機会をつくり、子どもの意見をまちづくりに反映させます。

【解 説】

- ・市民の中でも、特に「子ども」は、鹿沼市の将来の担い手として、地域の行事等に参加し、または役割を持たせるなど、地域全体で育てていく必要があります。
- ・子どもが地域へ参加していくには、親の地域参加や、学校・教員の地域連携が必要です。
- ・意見を聞くのは、概ね小学生（6 歳）以上の子どもを想定しています。

☆市民からの意見☆

- ・子ども達の地域内での居場所づくりが必要。子どもの頃から地域の人との交流機会を増やすことが将来のまちづくりにつながる。
  - ・親の地域参加への意識改革が必要。学校・教員の地域連携が必要。
- 地域の一員として、親・学校をはじめとする、地域のみんなで子どもを育てていくものとなりました。

第 3 章 市政及び議会

(市の役割)

第 10 条 市は、基本理念に基づき、市民自治及び協働によるまちづくりを推進するとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うものとします。

- 2 市長は、広く市民の意見を聴き、その意見を基に自らの市政運営に臨む方針を明確に示すものとします。
- 3 職員は、市の役割及び責任を理解し、かつ、市民の視点に立って職務を遂行するものとします。
- 4 職員は、自らも地域コミュニティの一員であることを認識し、積極的に地域活動に協力するものとします。

【解 説】

- ・市長は、市民の声を聴いてリーダーシップを発揮し、市政運営にあたることを述べています。
- ・市政運営において、市民感覚や市民目線を持つことは大変重要なことです。
- ・市の職員は、自治会等の地域活動のほか、市民活動のアドバイザーとして、積極的に市民と関わることを記載しました。

- ・まちかどアンケートでは、「市民の声を反映する議会運営、市政運営」が必要か?については、51件のうち42件が「必要」と回答いただきましたので、市民の声が反映できる内容としました。

☆市民からの意見☆

- ・市職員は、一人の住民として自治会・老人会・消防団等の地域活動に参加するなど、市民と関わりを持つべき。
  - ・市または市職員は、住民や地域の情報を把握して、地域課題に対してはリーダーシップをとること。
- 内容に盛り込みました。

(市政運営)

- 第11条 市は、市政運営に当たっては、市民の公平性及び公正性を確保します。
- 2 市は、市民が市政運営に参画できる仕組みづくりに努めます。
  - 3 市は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画並びに各分野の個別計画を策定する場合は、基本理念に基づき、広く市民の参加を得るものとします。
  - 4 市は、行政処分、行政指導及び届出に関する手続を簡潔かつ適正に行います。
  - 5 市は、事業の評価を行う場合は、市民参加を得るものとし、その結果を公表します。

【解説】

- ・市では、各種事業の制度やしきみ、計画づくりを行う際には、できるだけ市民が参加・参画して進めるものとします。(ただし、総合計画に伴う実施計画は含みません。)
- ・「まちづくりアイデア会議」等を開催して、市民の意見交換やアイデア提案の場を設けます。
- ・計画づくりなどでは、市民公募による委員の活用などを積極的に行ないます。

☆市民からの意見☆

- ・市民からの政策提言やアイデア提案ができる窓口、または意見交換の場がほしい。
  - ・政策や計画の策定における、市の判断やプロセスが見えにくい。また、市民が計画づくりに参画できるしきみを。
- 市は、市政運営にあたり市民の参加・参画を努めるものとします。

(議会の役割)

- 第12条 議会は、選挙によって市民の信託を受けた意思決定機関として、基本理念を尊重するとともに、鹿沼市議会基本条例（平成23年鹿沼市条例第23号）に基づいて議会運営を行うものとします。
- 2 議会は、常に市民の声を反映した政策の提言及び立案を行うものとします。
  - 3 議会は、適正な市政運営の監視を行うものとします。
  - 4 議会は、説明責任及び情報提供の徹底を図り、市民参加の機会の確保及び仕組みづくりに努めます。



### 【解説】

- ・ 議会は、自治基本条例と議会基本条例の考え方を踏まえて、議会活動を行うものとします。
- ・ 議会への市民参加の機会を増やして、市民の声をよく聴き、市民に対してわかりやすい説明を行うものとします。
- ・ まちかどアンケートでは、「市民の声を反映する議会運営、市政運営」が必要か？については、51件のうち42件が「必要」と回答いただきましたので、市民の声が反映できる内容としました。

### ☆市民からの意見☆

- ・ 「議員定数」の具体的な基準を盛り込むべき。  
→議員定数については「議員定数条例」で定めてあります。定数の具体的な基準については市への提案事項としました。

## 第4章 情報の共有

第13条 市民は、市政運営及び議会活動に関する情報を知る権利を有するとともに、自らその情報を得ることに努めます。

- 2 市民、市及び議会は、まちづくりに必要な情報を共有することができます。
- 3 市及び議会は、前項の規定による情報の共有を達成するため、市民に対して必要な情報を積極的に提供しなければなりません。この場合において、市及び議会は、分かりやすい説明をするものとします。
- 4 市民は、第2項の規定による情報の共有を達成するため、個人情報の保護に配慮して、必要な情報の提供に努めます。

### 【解説】

- ・ 市は、公平・公正な立場で行政運営することを前提とします。
- ・ 市では、各種事業や計画づくりを行う際には、情報共有のために、策定後はもちろんのこと、策定途中の段階（企画案・素案・骨子案など）でも、市民への情報提供を積極的に行ないます。
- ・ 災害や病気・事故・火事など緊急時へ対応するために、住民同士で連絡先や家族構成などの情報交換をしておくことも大切です。

### ☆市民からの意見☆

- ・ 市と議会は、市民に積極的に情報を提供しなければならない。  
→第3項に盛り込みました。
- ・ 市民は、人のつながりを大切にすることを前提に、まちづくりに必要な個人情報を活用する。  
→第4項に整理しました。

## 第5章 住民投票

- 第14条 選挙権を有する住民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいいます。)は、市民生活にとって重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、法の定めるところにより、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができます。
- 2 市民、市及び議会は、住民投票が行われた場合は、その結果を尊重します。
- 3 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

### 【解説】

- ・市民の皆さんとの意見交換会の結果を参考にして、市民参加の方法の一つとして「住民投票」を条例へ記載することにしました。
- ※「住民投票の条文記載の賛否」に関する意見 93 件（意見交換会 42 件+まちかどアンケート 51 件）のうち、「載せるべき（賛成）」は、69 件（意見交換会 34 件+まちかどアンケート 35 件）約 74%でした。
- ・住民投票に関しては、地方自治法（第 74 条）に基づくことを原則とします。したがって、請求者は、「選挙権を有するもの」（有権者）とし、20 歳未満、日本国籍を有しない者は該当しません。また、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって請求できるものとしています。
- ・市長は、請求があった場合は、地方自治法に基づいた手続きで実施するものとしています。
- ・住民投票を実施するための条例を別に定めます。その条例を定めるのは議会の役割です。
- ・市民・市・議会は、住民投票の結果を、市の方針として尊重することになります。

### ☆市民からの意見☆

- ・多文化共生を進めるのであれば、外国人も入れるべきでは。
- ・「市長と議会が住民投票を実施する」旨を付け加えたい。  
→地方自治法に基づくものとして「法の定めるところにより」として表現します。あくまで選挙権を有する者（有権者）を対象とします。また、地方自治法に基づいて、市長や議会が実施の手続きを行います。

## 第6章 条例の見直し

- 第15条 市は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しを行います。

### 【解説】

- ・市は、自治基本条例を制定後も、常に社会情勢や市民生活の変化を配慮して、その状況にあった見直しを行わなければなりません。

### ☆市民からの意見☆

- ・その時代の状況を見ながら条例の見直しが必要。  
→見直しについて、条文としました。